

**経済産業省 令和3年度補正
廃プラスチックの資源循環高度化事業**

本事業の対象事業

一般社団法人日本有機資源協会

廃プラスチックの資源循環高度化事業

令和3年度補正予算案額 46.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となりつつある中で、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環の高度化への取組が急務となっています。
- 我が国では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」が成立し、自主的な取組を基本としつつ、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしました。
- 本事業では、企業の意欲的な取組を後押しするため、廃プラスチックの資源循環の高度化に資する取組を支援することを通じて、民間企業による廃プラスチックの高度な資源循環の自律的取組への移行を実現します。

成果目標

- 2030年度までに、プラスチックの資源循環に係る施策についての2030年度のマイルストーン及び温室効果ガス削減目標の達成に貢献するとともに、サーキュラー・エコノミーのビジネスモデルの構築・横展開を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

廃プラスチックの資源循環高度化事業

- (1) プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

- (例) プラスチック資源循環促進法のプラスチック使用製品設計指針への適合を目指して設備の導入等を行い、従来の環境配慮設計に比べて先進的なプラスチック使用製品の設計・製造を実施する。

<軽量化の例>



<リサイクル素材の利用例>



出展：
コカ・コーラ、
サントリー、
伊藤園

出展：キリン

- (2) ワンウェイプラスチックの製造・提供に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業のための実証や設備投資等を支援します。

- (例) ワンウェイプラスチックの薄肉化、軽量化、原材料の種類工夫等を目指して設備の導入等を行い、プラスチック資源循環促進法の判断基準に係る目標の達成に資するワンウェイプラスチックの製造・提供を実施する。

<プラ使用量削減>



<木製カトラリー>



<竹製歯ブラシ>



- (3) 廃プラスチックの高度選別及び高度なりサイクル技術を実証するために必要となる設備投資等を支援します。

- (例) これまでは焼却や埋立て処理をしていた廃プラスチックをリサイクルするために設備の導入等を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）を実施する。

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクル全般でプラスチック資源循環の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる法律

設計
・
製造

【環境配慮設計指針】

- ✓ 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計（軽量化、解体容易な設計、再生材利用等）に関する指針を策定する。
- ✓ 特に優れた環境配慮設計については国が認定する。

販売
・
提供

【ワンウェイプラスチックの使用の合理化】

- ✓ ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準（消費者の意思確認の徹底、ポイント還元、代替素材への転換等）を策定する。

排出
・
回収
・
リサイクル

【市区町村の分別収集・リサイクル】 … 住民によるプラスチックの分別排出

【製造・販売事業者等による自主回収】 … プラスチック製品の店頭回収

【排出事業者の排出抑制・リサイクル】 … オフィスや工場、店舗などが対象

- ✓ プラスチックの容器包装と製品の廃棄物等について、市区町村や事業者がプラスチック資源として回収・リサイクルすることを促していく。

(1) プラスチック使用製品の設計・製造段階に係る設備投資等への支援

- プラスチック使用製品の設計・製造に当たって、環境配慮設計に取り組む企業の設備投資等を支援します。

プラスチック使用製品設計指針

国が策定^{※1}

認定基準（製品分野ごとの特に優れた基準）



設計認定^{※2}

グリーン購入法の配慮

認定プラスチック使用製品の公表 等

+ 支援策（令和3年度補正予算）

※1 標準基準を踏まえ、業界団体等とも相談しながら策定。

※2 主務大臣は、設計認定に当たって、指定調査機関に設計調査（技術的調査）を行わせる。

業界団体等が策定

標準基準（製品分野ごとの標準的な基準）



設計の標準化

➤ 補助の対象となる事業

- 設計認定の基準に相当する基準を示すことができる製品分野（ペットボトル）
※事業者が設計認定に申請することが補助金申請の前提。

➤ ペットボトルの設計認定の基準に相当する基準

【①PETボトル自主設計ガイドライン※に基づく基礎項目】 ※PETボトルリサイクル推進協議会が策定

項目	備考
PET単体	<ul style="list-style-type: none"> ●PET主材以外の物質を添加、複合などをしていない。 ●衛生安全が確保され再利用上問題がない。
着色はしない（無着色である）	●口栓部の結晶化による白色は除く。
容易に押しつぶせる構造が望ましい	
ベースカップを使用しない	
ボトル本体への直接印刷は行わない	●賞味期限・製造所固有記号・ロット印字等の微細な表示は除く。

【②PETボトルの自主行動計画2025※に基づく軽量化項目】 ※PETボトルリサイクル推進協議会が策定

用途	サイズ	2004年度 重量	2025年度 軽量化目標	【参考】2020年度 実績
耐熱	350ml	25.1g	22.6g (2004年度比 90%)	25.1g (2004年度比 98.2%)
	500ml	27.5g	25.0g (2004年度比 91%)	27.5g (2004年度比 90.9%)
	1500ml	55.7g	48.5g (2004年度比 87%)	55.7g (2004年度比 87.1%)
	2000ml	63.5g	53.0g (2004年度比 84%)	63.5g (2004年度比 85.6%)
耐圧	500ml	31.1g	22.7g (2004年度比 73%)	31.1g (2004年度比 77.6%)
	1500ml	48.3g	43.0g (2004年度比 89%)	48.3g (2004年度比 89.9%)
無菌	500ml	25.2g	18.2±0.1g (2004年度比 72%)	25.2g (2004年度比 75.0%)
	2000 ±500ml	51.7g	31.0g (2004年度比 60%)	51.7g (2004年度比 60.9%)

【③代替素材項目】 リサイクル素材 又は バイオマス素材を使用

(2) ワンウェイプラスチックの製造段階に係る設備投資等への支援

- ワンウェイプラスチックの製造に当たって、ワンウェイプラスチックの使用の合理化に取り組む企業のための実証や設備投資等を支援します。

➤ 補助の対象となる製品等の範囲

対象製品	納入を想定している業種
<p>①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 ● ホテル、旅館 ● レストラン、喫茶店 ● フードデリバリー 等
<p>⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホテル、旅館 等
<p>⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合スーパー、百貨店 ● クリーニング店 等

➤ 補助の対象にならない事業の例

- 上記の対象製品以外のワンウェイプラスチックを製造するための事業

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援

- 廃プラスチックの高度選別及び高度なリサイクル技術を実証するために必要となる設計費、設備費、工事費等を支援します。
- 従前、焼却や埋め立てをしていた廃プラスチックをリサイクルするための設備導入を行い、高度選別や基礎化学品へのリサイクル（ケミカルリサイクル）又は高物性再生材へのリサイクル（マテリアルリサイクル）する事業を対象といたします。

➤ リサイクルフローにおいて補助の対象となるプロセスの範囲



➤ 補助の対象にならない事業の例

- 高度選別のみ又はリサイクル（マテリアル、ケミカル）プロセスのみの事業
→ 事業として高度選別とリサイクルプロセスの両方を含む提案としてください。（次ページ「補足事項」参照）
- 廃プラスチックが資源として循環しない事業（例：高効率なプラスチック専焼熱回収装置）
→ 廃プラスチックがプラスチックや化学品として資源循環する事業として申請してください。

(3) 廃プラスチックの排出・回収・リサイクル段階に係る設備投資等への支援 (補足事項)

➤ 「高度選別」について

・どのような選別技術が高度か、との観点については以下を目安としてください。

- ①従前は人手によって行われていた選別作業を、AIやロボットを用いた先進的な技術によって自動化する選別技術。
 - ②既存の技術であってもプラスチック資源循環の促進を行うにあたっての課題（リサイクル行程で爆発する恐れのあるリチウムイオン二次電池を取り除く、リサイクル率の低下を招く忌避物質を排除取り除く等）を克服する選別技術。
- ※①及び②でポイントの高低はなく、提案いただくプロセス全体を商用化の確実性や循環への貢献度等を総合的に審査します。

➤ 高度選別又はリサイクルプロセスのどちらかを申請いただく場合について

・実証事業終了後、プラスチックの資源循環に資することを目的として、速やかに社会実装・商用化を実施いただく観点から、**高度選別のみ又はリサイクルプロセスのみの事業は申請の対象外**ですが、以下のパターン②及び③のような場合は申請いただくことができます。（留意事項ご参照）

	高度選別プロセス	リサイクルプロセス	留意事項
パターン①	本事業で申請		事業終了後、3年間提出いただく事業報告書において実証の状況を報告してください。
パターン② (既存の設備を利用)	自社既設設備を利用	本事業で申請	事業終了後、3年間提出いただく事業報告書において実証の状況を報告してください。
	本事業で申請	自社既設設備を利用	
パターン③ (R5年度に高度選別又はリサイクル設備を自社で導入)	R5年度に自社費用で導入し、実証実施	本事業で申請	R5年度までに実証事業を開始いただき、事業報告書において実証の状況を報告してください。実証事業が開始できなかった場合、本事業における補助対象費用を全額返還いただきます。
	本事業で申請	R5年度に自社費用で導入し、実証実施	
パターン④	高度選別又はリサイクルのみを本事業で申請		申請の対象外です。